○法務省告示第三百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

磯部塗装株式会社	東京都江東区亀戸七丁目二十四番五号	塗装

○法務省告示第三百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社三友金属	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石四十五番地二	溶接

○法務省告示第三百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

マテック株式会社	愛知県名古屋市北区清水一丁目九番十五号	機械加工

○法務省告示第三百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

アイジーエー株式会社	埼玉県東松山市石橋九―一	防水施工

○外務省告示第二百三十九号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第二百二十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年六月十六日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年七月十日

外務大臣　岸田　文雄

別表の541．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

541．アーデル・ムハンマド・マフムード・アブドゥル・ハーリク（別名：(a)アーデル・モハメド・マフムード・アブドゥル・ハーリク(b)アーデル・モハメド・マフムード・アブドゥル・ハーレド）

ADIL MUHAMMAD MAHMUD ABD AL-KHALIQ (a.k.a.: (a)Adel Mohamed Mahmoud Abdul Khaliq (b)Adel Mohamed Mahmood Abdul Khaled)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1984年3月2日

出生地：バーレーン

国籍：バーレーン

旅券番号：バーレーン旅券　1632207

ＩＤ番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2008年10月10日（2013年7月24日及び2015年6月26日に改訂）

その他の情報：アル・カーイダ（166．に指定した団体）及びリビア・イスラム闘争グループ（174．に指定した団体）のために行動し、これらの団体に資金、物資、後方支援を提供してきた。2007年1月、アラブ首長国連邦においてアル・カーイダ及びリビア・イスラム闘争グループに所属した容疑で逮捕された。2007年後半にアラブ首長国連邦において有罪判決を受けた後、2008年初めに残りの刑期を全うするためにバーレーンに移送された。同年に解放された後、少なくとも2012年まで、アル・カーイダのための資金調達に再び携わった。また、タリバーンのためにも資金調達を行った。

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省　農林水産省令第二号）第十五条第一項ただし書の規定に基づき、平成二十年財務省　農林水産省　経済産業省告示第二号（株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第十五条第一項ただし書の規定に基づき、主務大臣が別に定めるものを定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月十日から適用する。

平成二十七年七月十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　宮沢　洋一

第一号を次のように改める。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

第二号から第四十三号までを削り、第四十四号を第二号とし、第四十五号中「中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を加え、同号を第三号とし、第四十六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

第四十七号中「水産業協同組合法」の下に「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を加え、同号を第六号とし、第四十八号から第五十一号までを四十一号ずつ繰り上げ、第五十二号中「（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行の際現に存する商工組合中央金庫を含む。）」を削り、同号を第十一号とし、第五十三号中「（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第五条に規定する設立委員を含む。）」を削り、同号を第十二号とする。

○文部科学省告示第百二十二号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十七年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月十日

文部科学大臣　下村　博文

一　日時及び場所

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十七年十二月二日（水）から同月四日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

2　審査認定の場合

ア　日時

平成二十八年一月十三日（水）から同月十五日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。